

V 年金・割戻金請求関係

【事案V-1】年金開始年齢の繰り下げ請求

- ・平成28年1月30日 申立取下げ

<事案の概要>

申立人による、平成25年11月時点での年金受取開始年齢の60歳から65歳への繰り下げ変更手続きの正式要請に対し、被申立人が、「当時年金額の相談を行った事実はあるが、今後検討する旨の申し出のみであった」として、今次60歳を迎えた年金開始日直前の平成27年11月になっても事務的措置を取らず、65歳への繰り下げ支給にも応じないと判断したことへの不服申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、年金開始年齢を繰り下げ、65歳開始にせよ、との判断を求める。

- (1) 平成25年11月の共済団体本部での相談時に、65歳からの年金開始が相応しいと判断し、「私は65歳受給をお願いします。」と申し上げたところ、窓口担当者からは、「開始前に書類が行きますので、そこで65歳に変更が出来ます。」との返答であった。
- (2) その際、平成25年9月頃に共済団体から届いた手紙を持参し、そこに「60歳と65歳のそれぞれの年金開始時の金額および遡増の仕方のメモ」と「書類が届いたら65歳に変更する。」旨記載した。
- (3) 平成27年9月に60歳となり、書類がまだ届いていなかったため、共済団体本部に確認の電話を入れたら、「それは2年前のことで、今は応じられない。」とのことで、以降、お客様相談室と電話でのやり取りを行ったが、「分からないので、共済団体本部に電話をかけてください。」とのことで、納得のいく回答は得られなかった。
- (4) その後、共済団体本部から平成27年12月に文書にて、「共済団体本部の窓口では当時、年金受給額の相談には応じたが、今後検討する旨の申し出のみであった。」として、65歳からの受給年齢繰り下げには応じられないとの回答があり、平成25年11月の共済団体本部での相談時に決定していた事実とは相違点がある。

<共済団体の主張>

- (1) 平成25年11月の共済団体本部での相談時においては、申立人が主張する、「個人年金共済の受給開始年齢の変更の申し出」を受けた旨の記録は存在しないが、窓

口対応時に、「年金開始前に年金開始のお知らせが届く」旨の案内を行った可能性はある。

- (2) その際、申立人からは口頭で、「検討する」との意向が伝えられており、その後に確認のフォローを行っていたら、今般申立てはなかったとも考えられ、被申立人の対応が必ずしも十分であったとは言えないことも考慮し、例外的に受給開始年齢の変更を認めるとの結論に至った。

<裁定の概要>

申立人より申立てを取り下げる申出があったため、裁定手続規則第30条第1項にもとづき裁定を終了した。